

2024年9月20日
ちばぎん証券株式会社

東京地下鉄株式会社の株式売出しにおける
「募集等に係る株券等の顧客への配分に係る基本方針」のお知らせ

平素はちばぎん証券をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

募集等に係る株券等の顧客への配分に係る基本方針（以下「配分基本方針」という）8に基づき、お知らせいたします。

お客さまのご要望により一層お応えするため、本件の「配分基本方針」を次ページ以降のとおりいたします。

お申込み方法等は当社の各営業店でご案内いたしますので、取引店にお問い合わせ下さい。

以上

募集等に係る株券等の顧客への配分に係る基本方針

ちばぎん証券株式会社

1. 当社は、募集（日本証券業協会「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」（以下「配分規則」といいます。）第1条の2に規定する「募集」をいいます。以下同じ。）若しくは売出し（同条に規定する「売出し」をいいます。以下同じ。）の取扱い又は売出し（以下「募集等」といいます。）に係る株券等のお客さまへの配分において、お客さまの多様な運用ニーズを的確に捉え、マーケットメカニズムに応じつつ適切かつ多様な商品を提供することを旨として業務を行っております。
2. 株券等の配分を行うに際して、当社はあらかじめお客さまの需要動向の把握に務め、適切な募集等の取扱いを行うとともに、公正な配分に務めることを基本方針としております。
3. 当社では、次に掲げる方針に従って、募集等に係る株券等のお客さまへの配分を行います。なお、機関投資家のお客さまにつきましては、需要への参加状況などを考慮の上、適切な配分に心がけております。
 - (1) 新規公開株の場合
新規公開株の個人のお客さまへの配分は、配分の機会を公平に提供するため、原則として一定割合について抽選により配分先を決定いたします。新規公開株の抽選は次の要領で行います。
 - ① 抽選は、ブックビルディング期間中に当社抽選口に行われた需要申告又は配分の申込みのうち、個人のお客さまからのものを対象に、抽選日（発行価格決定日）に当社が行います。この場合、当社が配分する数量のうち、個人のお客さまへの配分予定数量の10%を当該抽選に付することといたします。なお、できるだけ多くのお客さまに配分が行われるよう、一人のお客さまからの抽選の申込み数量及び当選数量の上限を設けております。
 - ② 抽選に当たっては、抽選対象となる需要申告又は配分の申込みの番号（乱数）を付し、その番号を対象に機械的処理により当社で抽選を行います。
 - ③ 抽選の結果、当選しなかった場合は、原則として当該申込みの効力はなくなつたものとみなします。ただし、下記（2）の基準に合致したお客さまにつきましては、別途配分先の対象となります。
 - ④ 抽選に当選されたお客さまには、抽選日から翌営業日にかけて、当選の旨及び払込の要領を電話又は電子メールでお知らせいたします。当選されなかつ

たお客さまにはその旨の御連絡はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。

- ⑤ 抽選は、次に掲げるような場合には、その割合を引下げる事又は抽選による配分を採用しない若しくは中止することがございますので、あらかじめ御了承下さい。

イ ブックビルディングの需要が積み上がらない場合

ロ 個人顧客の配分の申込み数量が当社における個人顧客への配分予定数量に満たない場合

ハ 抽選の申込み数量が当社における抽選数量に満たない場合

ニ 抽選を行う数量が5単位に満たない場合

ホ その他の合理的な理由がある場合

- (2) 新規公開株の上記抽選によらない配分につきましては、お客さまのニーズを的確に勘案した上で、次の基準に合致するお客さまによる申込みを中心に配分することとしています。

① 当社は、当社との取引状況、お預りの状況、金融商品投資についての知識・経験、資力、投資目的等を確認するとともに、新規公開株を含めた株式投資のリスクを十分ご理解いただいたお客さまを中心に配分を行うこととしております。

② 当社は、新規公開株の配分においては、ブックビルディングへの適切な関与の状況を確認させていただき、適切な需要申告をさせていただいているお客さまを優先して配分を行います。

- (3) 新規公開株以外の場合、株券以外の有価証券等の新規公開に際しての配分、既公開株等の配分及び個人のお客さま以外のお客さまへの配分（以下、「その他の配分」といいます。）につきましては、お客さまのニーズを的確に勘案した上で、上記（2）の基準に合致するお客さまによる申込みを中心に配分することとしています。

4. 当社は、過度な集中配分及び不公正な配分とならないよう、販売回数や販売数量に留意いたします。また、上記（1）以外のお客さま一人当たりの配分につきましては、抽選による配分の平均数量の10倍程度の上限を設けて配分を行います。なお、上記（3）の「その他の配分」の上限は、市場環境等を勘案し、変更されることがあります。

5. 配分先は、ブックビルディングに需要申告をなさったお客さま又はブックビルディングとは別に配分の申込みをなさったお客さまの両者の中から決定いたします。（新規公開株の抽選による場合については、3.（1）①を参照。）ただし、お客さまから申告又は申し込みがなされた数量が、当社の配分予定数量に満たな

い場合には、申告又は申込みをされていないお客さまにも、当社とのお取引の状況等を勘案し勧誘を行った結果、配分を行うことがあります。

6. 需要申告及び配分の申込みは、お取引店舗において対面又はお電話で受け付けます。（新規公開株の抽選による場合については、3. (1) ①を参照。）
7. 需要申告の受付期間、受付方法、仮条件等、各新規公開案件における具体的なブックビルディングの要領については、各案件の発行会社が作成する目論見書に記載されます。また、これらに需要申告及び配分の申込みの受付期間、受付方法、抽選等の当社における配分の要領を加えた情報は、その案件のブックビルディング開始から申込期間終了までの間、当社の各営業部店の店頭においてお知らせいたします。
8. 個別の事案において、6. までにお示しした内容と異なる方針でブックビルディング又は配分を行う場合は、その変更理由とともに、7. に併せてお知らせいたします。
9. 当社におきましては、顧客の損失を補填し又は利益を追加する目的での株券等の配分を行わない等、金融商品取引法や自主規制団体の規則を遵守することはもとより、①発行会社が指定する者、② 当社の役職員、③ 当社に対して特定の利便を与える等、社会的に不公平感を生じせしめる者、④ 暴力団員及び暴力団関係者、いわゆる総会屋等社会的公益に反する行為をなす者、⑤増資公表後、新株の発行価格決定までの間に当該銘柄の空売り（信用売建）を行い、配分先決定時点で当該建玉を保有している者への配分を行わないこと、また、新規公開株の配分において同一顧客への過度な集中配分を行わないこと、更に他の商品の購入条件に新規公開株の配分を行う等の不正な配分を行わないなど、その配分のあり方について社内規則に明記し遵守に努める所存であります。なお、需要申告及び配分の申込みがこれらに該当するお客さまからのものであることが判明した場合、その申告又は申込みはお受けいたしません。
10. 株券等を配分した先のお客さま（個人を除きます。）の一部につき、配分規則に定めるところにより、そのお客さまの名称及びそのお客さまに配分した株券等の数量の情報を、主幹事証券会社を通じて株券等の発行会社に提供いたします。
11. 以上のような配分の基本方針に基づき、公正な配分を通じて証券市場の発展に寄与していくことが、当社の使命であると考えております。